

災害時における広域物資搬送拠点の開設等に関する協定書

高知県

旭食品株式会社

平成 28 年 4 月 26 日

災害時における広域物資輸送拠点の開設等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と旭食品株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における国等からの緊急物資（以下「支援物資」という。）の受入れ、保管及び被災市町村等への搬出を行う広域物資輸送拠点の開設及び業務支援に関する協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、南海トラフ巨大地震等の大規模な災害が発生し、支援物資の物流に係る業務を適正かつ円滑に行うため、その必要な手続き等について定めるものとする。

（広域物資輸送拠点の開設等）

第2条 甲は、大規模な災害の発生により国等からの支援物資を安定的に避難者へ供給するために必要と判断した場合は、広域物資輸送拠点を開設する。

2 甲は、広域物資輸送拠点において次の各号に定める業務（以下「拠点業務」という。）を行う。

（1）支援物資の受入

（2）広域物資輸送拠点における支援物資の在庫管理、仕分け及び保管等

（3）市町村が指定する地域内輸送拠点又は各避難所に輸送する支援物資の搬出

（4）前各号に掲げるもののほか甲が必要と認めるもの

3 甲は、拠点業務の必要性が低下したと判断したときは、これを閉鎖するものとする。

（支援の要請）

第3条 甲は、拠点業務を行うに当たり、必要と認めるときは、乙に対し、次の各号に掲げる内容を要請するものとする。

（1）前条に規定する広域物資輸送拠点の開設のための事前準備

（2）拠点業務を行うために必要なスペースの確保

（3）拠点業務に必要な人員及び機材の提供

（4）拠点業務の実施

（5）その他前条第2項各号に規定する業務に関し甲が必要と認めるもの

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による要請は、広域物資輸送拠点施設開設等要請書（別記様式第1号。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急時等、文書による要請が困難である場合には口頭により要請し、その後、遅滞なく要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けた場合は、広域物資輸送拠点施設開設（予定）通知書（別記様式第2号。以下「通知書」という。）により回答する。ただし、文書による回答が困難である場合には口頭により回答し、その後、速やかに通知書を提出するものとする。

(拠点業務の実施)

第5条 乙は、前条第1項に規定する要請を受けたときには、速やかに広域物資輸送拠点の開設準備及び拠点業務の支援を行うものとする。ただし、乙が被災等により要請に応じることが困難な場合は、この限りでない。

(経費の負担)

第6条 拠点業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の算出方法については、次の各号の災害発生直前における通常の料金（価格）を参考として、甲乙協議の上、決定するものとする。

(1) 物流拠点における使用料

(2) 人件費

(費用の請求)

第7条 乙は、実績報告書兼請求書（別記様式第3号）により、甲に業務実績を報告するとともに、要した費用を請求する。

2 甲は、前項の報告及び請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に費用を支払うものとする。

3 第1項の請求の時期等については、甲、乙協議して決定するものとする。

(事故等の報告及び補償)

第8条 乙は、第3条に規定する支援に際し、事故等が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告するものとする。

2 前項の事故等により、甲に対する支援を行った者が、その者の責に帰することができない理由により死亡し、若しくは負傷したとき、又は当該業務に起因する疾病にかかったときは、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に係る条例（平成10年3月30日条例第3号）」の例により、甲がその損害を補償するものとする。ただし、当該対象者が、同一事故等において、他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、その補償の限度において、この協定による補償を行わない。

(連絡責任者等の指定)

第9条 支援要請の手続き及び拠点業務を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、相互に文書で報告するものとする。

2 甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

(災害時における情報提供)

第10条 甲及び乙は、大規模な災害発生後は直ちに連絡を取り、関連施設の被災状況や要請の可能性等について、相互に情報提供を行うよう努めるものとする。

(秘密の保持)

第 11 条 甲及び乙は、拠点業務により知ることができた秘密を他人に漏らし又は利用してはならない。業務が終了した後においても同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。
2 当協定の内容に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 13 条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書によりこの協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書 2 通を作成し、甲乙記名の上、各自 1 通を保有するものとする。

平成 28 年 4 月 26 日

甲 高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 2 0 号

高知県知事

乙 高知県高知市九反田 9 番 1 5 号

旭食品株式会社
代表取締役副会長